

お知らせ

5月の一斉防疫 (希望した町内のみ実施)

環境総務課 ☎55-2768

日	午 前	午 後
18日(月)	川原宿、蓼原5	塔の木、林町
19日(火)	浦町	浦町、東芝四丁河原、四丁河原西
20日(水)	橋下	橋下
21日(木)	四丁河原下	四丁河原上、水神
22日(金)	上町、富士土中・下中	瀬戸河原、旭町
25日(月)	滝戸	湯沢平1・2
26日(火)	厚原西	厚原西
27日(水)	久沢西	久沢西・南
28日(木)	久沢北	久沢東、富士緑ヶ丘
29日(金)	鷹岡本町1・2・3	入山瀬東・西
6月1日(月)	入山瀬天王町、入山瀬久保	千鳥町、富士見ヶ丘、上五貫島
2日(火)	三四軒屋	靖国町、浜添
3日(水)	柳島日東、小須	田子、鮫島、江川

自衛官採用制度説明会

市民課 ☎55-2746

と き・ところ ① 5月30日(土)
10:00~15:00 富士見台まちづくりセンター小会議室
② 5月31日(日) 10:00~15:00 富士
駅南まちづくりセンター小会議室
申し込み 当日直接会場へ
問い合わせ 〒417-0041 御幸町13-5
自衛隊富士地域事務所 ☎51-1719

児童手当の申請をしてください

子育て支援課 ☎55-2738

小学校6年生までの児童を養育していて、所得が一定額未満の人は児童手当が受けられます。現在受給していない人は申請をしてください(国籍は問いません)。申請後、所得審査を行い、手当が受けられるかどうか後日通知します。

児童手当支給月額

第1・2子 3歳未満 月額1万円
3歳以上 月額5,000円

第3子以降 月額1万円

申し込み 印鑑と保護者(父親。母子家庭の場合は母親)名義の普通預金通帳と保護者の健康保険証を持参し、子育て支援課へ

※申請日の翌月分から支給します。
※公務員は勤務先で申請してください。

春の出張行政相談

市民安全課 ☎55-2750

春の行政相談週間(5月18日~24日)に合わせて、出張行政相談を行います。毎日の暮らしの中で、国の仕事に対する苦情や意見、要望はありませんか?相談は無料。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

と き 5月19日(火) 10:00~15:00
ところ 松野まちづくりセンター
<定例相談日>

と き 毎月第2・4金曜日
13:00~15:00

ところ 市民相談室(市役所3階)

平成21年度 第1回 甲種防火管理新規講習

消防本部予防課 ☎55-2859

と き 7月9日(木)・10日(金)の2日間
9:00~16:45

ところ 消防防災庁舎7階大会議室
定員 130人(先着順)

受講料 一般:5,000円 富士市防火協会加入事業所:4,000円

申し込み 6月8日~7月2日に、
受講申請書(消防本部予防課で配付)に必要事項を記入し、写真1枚(縦4×横3センチメートル)、受講料を添えて、消防本部予防課へ

平成21年度 国民年金保険料 学生納付特例申請について

市民課 ☎55-2755

在学期間中に保険料の納付が困難なときは、申請して認められると、その期間の保険料が猶予されます。

申請は、お早目に。

対 象 ①大学(大学院)、短大、
高等専門学校などに在学する学生

②住民登録が富士市にある人

申請受付窓口 市役所2階市民課14番窓口

持ち物 年金手帳、学生証の写し(両面)または在学証明書、認印、代理人の場合は身分証明となるもの
※平成20年度以前に学生特例の承認を受け、平成21年度分について既に簡易申請を行った人は、手続の必要はありません。

※詳しくは、富士社会保険事務所へお問い合わせください。

☎61-1911

5月の教育委員会会議

5月定例会を次のように開催します
(傍聴できます)

と き 5月20日(水) 13:30~
ところ 市役所8階政策会議室
教育総務課 ☎55-2865

公文書公開の実施状況及び個人情報保護条例の施行状況

総務課 ☎55-2707

★平成20年度の公文書公開請求は、927件ありました。

実施機関	区分	公開請求件数	全部公開決定	部分公開決定	非公開決定	請求取下げ
市 長		916 (1)	888 (1)	26	1	1
教育委員会		1	0	1	0	0
選挙管理委員会		2 (1)	1	0	1 (1)	0
監査委員		1	0	0	1	0
農業委員会		1	0	0	1	0
公営企業管理者		2	2	0	0	0
消 防 長		1	1	0	0	0
議 会		3	2	0	1	0
合 計		927 (2)	894 (1)	27	5 (1)	1

※()内は、旧富士川町分(平成20年4月~10月)の内数です。

★平成20年度の保有個人情報開示請求は、10件ありました(旧富士川町分の開示請求はありませんでした)。なお、保有個人情報の訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

実施機関	区分	開示請求件数	全部開示決定	部分開示決定	非開示決定	請求取下げ
市 長		10	6	2	2	0
合 計		10	6	2	2	0

※非公開決定または非開示決定の理由は、文書・保有個人情報の不存在などによるものです。なお、公文書公開の決定・保有個人情報の開示決定に対する不服申立ては、ありませんでした。